

金丸川・池町川流域、下弓削川流域について

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、
「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の
指定を行いました。(令和6年12月24日指定)

『流域治水』を推進し、『水に強い久留米市へ!』



なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定をするのか？

金丸川・池町川、下弓削川では、筑後川の水位上昇の影響を受けるといった自然的条件もあり、幾度となく浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。

「流域治水」とはなにか？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考えです。

「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるのか？

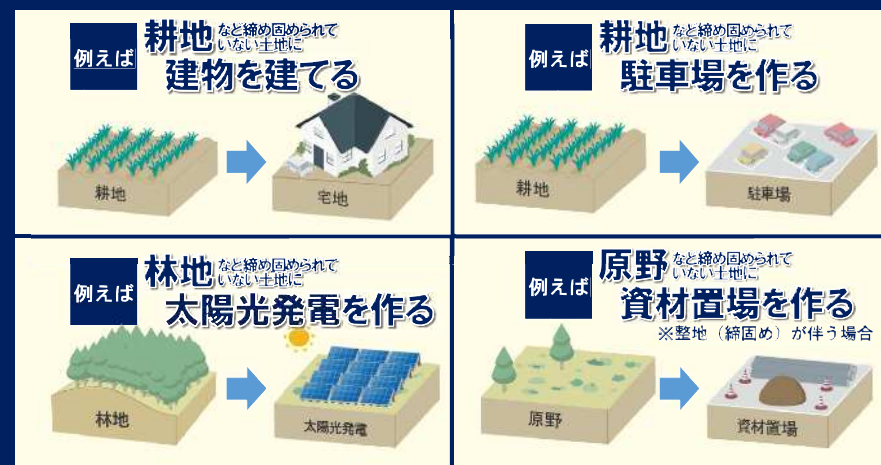
流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）に、貯留・浸透対策が義務付けられます。

特定都市河川の流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は

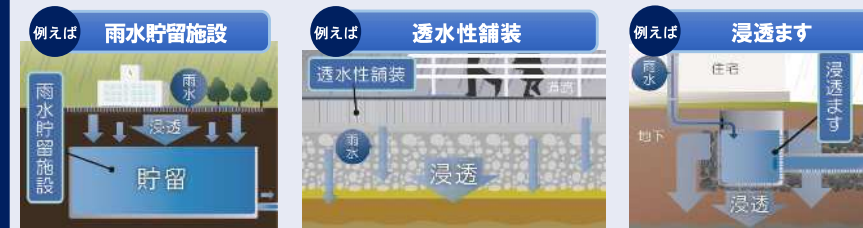
許可が必要!! 雨水の流出抑制のため 久留米市長の許可が必要な場合があります

- ▶ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、久留米市長の許可が必要になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策が必要になります。
※ 宅地以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。
- ▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は罰則があります。

このような、雨水浸透阻害行為(1,000㎡以上の場合)を行う際には・・・



雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です



問い合わせ先

指定に 関すること :福岡県 県土整備部 河川整備課
TEL 092-643-3691



許可に 関すること :久留米市 都市建設部 河川課
TEL 0942-30-9075





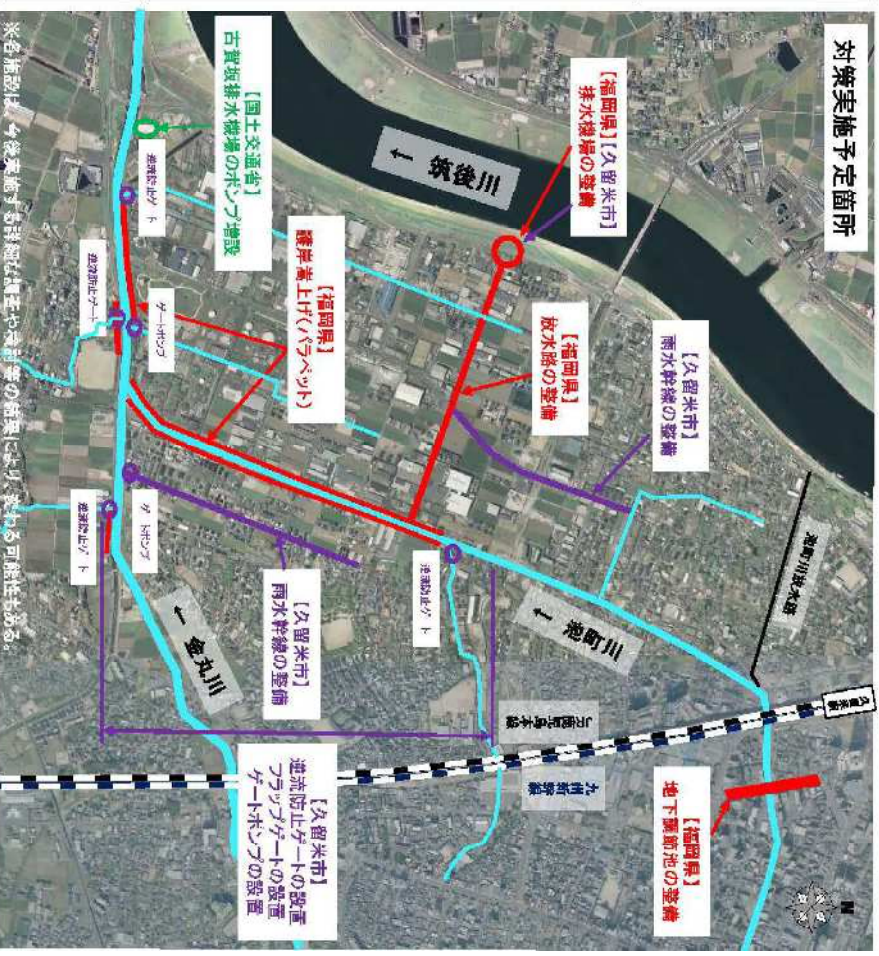
国土交通省(筑後川本川管理者)

- 古賀坂排水機場のポンプ増設
- 福岡県(支川管理者)
- 地下調節池の整備
- 放水機場の整備
- 排水機場の整備
- 調節池の整備
- 護岸嵩上げ(バラベツト)

久留米市(地元自治体)

- 雨水幹線の整備
- 排水機場の整備
- 逆流防止ゲートの設置
- フラッグゲートの設置
- ゲートポンプの設置

施設機能が十分に発揮されるよう、河道や管理施設などの適切な維持管理を実施



金丸川・池町川総合内水対策計画【ソフト対策】

■住民の適切な避難判断を支援するための情報提供

- 各防災行政機関が各機関のHPにおいて発信している防災情報サイトを利用者がアクセスしやすいこととため、一元的に閲覧できる「筑後川・矢部川防災ポータルサイト」を筑後川河川事務所HPに開設し、地域の防災力向上(自助・共助)を図る。 ※実箇中

「筑後川・矢部川防災ポータルサイト」のページ例

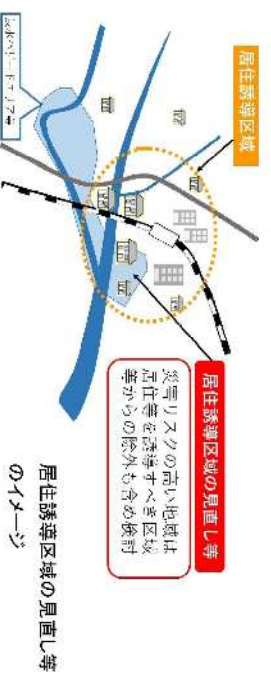
■平常時からの住民への水害リスク情報の提供

- 様々なハザードマップをパソコンやスマートフォンで容易に閲覧できるウェブ版ハザードマップを導入し、市民の防災意識の啓発・向上を図る。(R2年度より実施予定。)



ウェブ版ハザードマップのイメージ

- 住家等の新規立地の抑制や、河川・水路等への雨水流出を抑制し、浸水に強い建築物への誘導を図る取組み
- ・久留米市立地適正化計画により指定した「居住誘導区域」内においても大きな浸水被害が発生した。
 - ・引き続き災害の発生のおそれのある土地の区域においては、居住誘導区域からの除外も含め、長期的・全市的な視点で区域の見直しを図る。



- ・河川・水路等への雨水流出を抑制するための雨水貯留施設(タンク)の設置に要する費用の一部を助成する制度の創設を行う。

